

# 佐屋街道神守宿の景観に関するアンケート

日頃は、景観まちづくり行政にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

本市には、本市固有の自然、歴史・文化、生活・産業が感じられる良好な景観があります。しかし、近年、周辺の景観と調和しない建物への建替え、放置された空き家や空き地の増加等により、良好な景観が失われつつあります。このことから、良好な景観を保全及び再生するため、景観のルールづくりが必要となっています。

このため、本市は、令和5年度より良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」の策定に着手しました。現在は、天王通りや本町筋で市民ワークショップを実施し、ルールづくりを進めております。神守地域においても、津島と熱田神宮や東海道熱田宿を結ぶ佐屋街道の神守宿があり、歴史的な景観を保全することを検討しております。ただし、この保全・再生のためのルールづくりには**土地や建物の所有者のご意見・ご協力がとても重要**となります。

つきましては、**皆様の景観のルールづくりに関するご意見を把握**するため、本アンケートにご協力頂きますよう、よろしくお願ひします。また、今回のアンケート結果を踏まえ、景観のルールづくりの必要性を検討します。

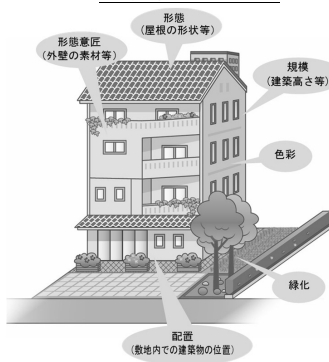
令和7年〇月 津島市長

<本調査における景観及び景観のルールとは>

- 景観とは、道路や公園などの公共空間から観ることができる風景や景色のことをいいます。(例：風情ある町並み、河川や樹木の自然風景、統一された建物風景 など)
- 景観のルールは、道路などから観える**建物等の外観のルール**であり、内装の改修工事や古い建物・歴史的建造物のような文化財の保存・継承のルールは対象外となります。また、**今の建物等にすぐに適用されるものではなく、家を新築する場合や改修する場合に適用されるもの**となります。



外観部分が対象○



<回答にあたってのお願い>

- 本アンケートは、佐屋街道神守宿沿道地域内の土地・建物の所有者へ送付しております。
- 回答は、別紙の回答用紙に記入し、**令和7年〇月〇日**までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて郵便ポストに投函していただくか、市役所4階のまちづくり事業課へご持参ください。
- 地域別の回答傾向を把握するため、回答者の地域を把握できるように送付しております。問合せ先 津島市まちづくり推進部 まちづくり事業課 加藤・菱田  
電話 0567-55-9357 (直通) メール: [machizukuri@city.tsushima.lg.jp](mailto:machizukuri@city.tsushima.lg.jp)

## 佐屋街道神守宿の検討地域

資料2-2

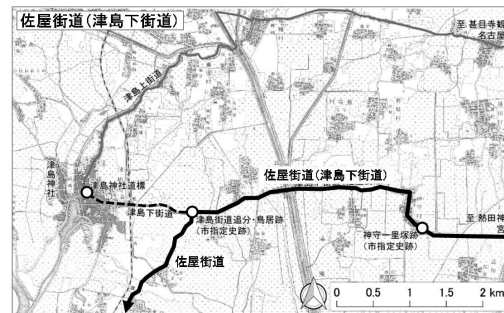


## <佐屋街道と神守宿>

「佐屋街道(津島下街道)」とは、津島と熱田神宮や東海道熱田宿(名古屋市熱田区)を結ぶ道をいい、街道として本格的に整備されたのは、慶長20年(1615)に徳川家康が大坂夏の陣に上洛したときである。佐屋街道は東海道の脇街道であった。

東海道を江戸から京都に上る場合、熱田から桑名までは「七里の渡し」(七里=約27km)であった。「七里の渡し」が海上ル

引用：津島市歴史的風致維持向上計画(令和2年3月)



ートであることから、荒天時や船酔いを避けるため、距離が長く、時間もかかるものの安全性の面から多くの方が佐屋街道(津島下街道)で、熱田から佐屋(愛西市)まで行き、佐屋から桑名までは木曾川を使った「三里の渡し」(三里=約12km)を利用した。

「神守宿」は、正保4年(1647)に佐屋街道の万場(名古屋市中川区)と佐屋間の距離が遠すぎるため、中間地の神守に宿場として新設されました。神守宿の本陣は1軒で脇本陣はなく、旅籠は小12軒、問屋場が2ヶ所あった。宝歴5年(1755)には山車祭が行われており、現在でも神守町字下町・中町・上町では津島の山車とは異なる形式の山車による「神守祭」が行われている。

## あなた自身のことについてお聞きします。

【問1】あなたの性別、年齢、住まいなどについてお聞きします。回答用紙に該当する番号を記載してください。

性別	1. 男性	2. 女性	3. その他	4. 答えたくない				
年齢	1. 20歳未満	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代	5. 50歳代	6. 60歳代	7. 70歳代	8. 80歳以上
町内の居住年数	1. 5年未満	2. 5～10年	3. 11～20年	4. 21～30年	5. 31～40年	6. 41年以上	7. わからない	8. 町外に居住
職業等	1. 会社員・公務員	2. 自営業	3. 農業・水産業等	4. パート・アルバイト	5. 主婦・主夫（家事専業）	6. 無職	7. その他（自由記述欄へ）	

【問2】佐屋街道沿道にお持ちの土地・建物についてお聞きします。差支えの無い範囲で回答用紙に記載してください。

利用状況	1. 居住している（回答用紙の人数を選択してください。）	2. 空き家	3. 空き地	4. 住宅やアパートとして賃借	5. 貸駐車場	6. 事務所・店舗	7. その他（自由記述欄へ）
跡継ぎの有無	1. 跡継ぎはいる（回答用紙の跡継ぎ相手を選択してください。）	2. 跡継ぎはいない	3. わからない				

## 景観に関するお考えをお聞きします。

【問3】神守町の町並みや自然などの景観に関心がありますか？ 次の中からあなたのお考えに近い番号を1つ選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 非常に関心がある	2. 関心がある	3. どちらかと言うと関心がある
4. あまり関心がない	5. 関心がない	

【問4】神守町の景観は、ここ10年間どうなったと思いますか？ 次の中からあなたのお考えに近い番号を1つ選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 良くなった	2. 少し良くなった	3. 変わらない
4. 少し悪くなった	5. 悪くなった	

## 景観のルールに関するお考えをお聞きします。

【問5】建物の建替えに伴い、佐屋街道神守宿の歴史的な町並みが急速に失われていると危機感を抱く声が聞かれます。一方で、町並みへの人々の価値観や考え方は多様化しています。そこで、佐屋街道神守宿の歴史的な町並みの保全・再生の方向性を検討するために、次の中からあなたのお考えに近い番号を1つ選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 歴史的な町並みを保全・再生した方がよい。（問6、問8へ）
2. 歴史的な町並みにこだわらない方がよい。（問7、問8へ）
3. どちらでもよい。（問8へ）
4. その他（自由記述欄へ）

【問6】問5で「1. 歴史的な町並みを保全・再生した方がよい。」と回答した方にお聞きします。町並みを保全・再生するために、建物の外観に規制をかけている自治体が多くあります。本市でも同様に検討しており、規制に対する補助制度の創設も検討しております。そこで規制に対する考え方について、次の中からあなたのお考えに近い番号を1つ選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 市からの補助金の有無に関わらず、規制をかけた方がよい。
2. 市からの補助金があり、所有者の費用負担が増えなければ、規制をかけてもよい。
3. 規制をかけずに、どのような建物が佐屋街道神守宿の町並みに適しているか方向性を示してほしい。（示した方向性を守るかは所有者の自主判断となる。）

【問7】問5で「2. 歴史的な町並みにこだわらない方がよい。」と回答した理由を教えてください。次の中からあなたのお考えに近い番号をすべて選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 沿道住民の各々の意向を尊重すべきである。
2. 沿道住民にとって景観を意識して、建物の改修や維持するための費用負担が大きい。
3. 新しい町並みの方がよい。
4. その他（自由記述欄へ）

【問8】住んでいる地域の町並みを整えるには、地元住民の方々と話し合いを行い、皆さんが思う町並みを考える必要があります。そのような意見交換会などを開催した場合、参加の意向を教えてください。次の中からあなたのお考えに近い番号を1つ選び、回答用紙に○印を付けてください。

1. 参加する	2. 参加しない
---------	----------

## ご意見、ご要望（自由記述）

ご意見やお気づきの点等がございましたら、回答用紙にご自由に記述してください。

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

大変お手数ですが、ご記入いただいた回答用紙を同封の返信用封筒に入れ、**○月○日(○曜)**までにお近くの郵便ポストへ投函してください。